

産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東海岸町1番地108
名 称 翔成産業株式会社
代 表 者 代表取締役 清村 和典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 松本 眞

眞

複写厳禁

許可の年月日 令和 7 年 12 月 9 日

許可の有効期限 令和12年 12 月 8 日

1. 事業の範囲

中間処理業（破碎・圧縮）

取扱産業廃棄物の種類（以下、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

①廃プラスチック類

②紙くず

③木くず

④繊維くず

⑤ゴムくず

⑥金属くず

⑦ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず

⑧工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

以上8種類（①⑦⑧は、石綿含有産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設		木くず又はがれき類の破碎施設	
設置場所	兵庫県尼崎市東海岸町1番地108、111			
設置年月日	平成22年9月20日			
処理能力	廃プラスチック類	327.2t/日	木くず	513.6t/日
	紙くず	204.0t/日	がれき類	222.4t/日
	繊維くず	112.0t/日	ゴムくず	156.0t/日
	ガラスくず	180.0t/日	金属くず	169.6t/日
許可年月日	平成22年9月17日			
許可番号	922001		922002	

※ 処理能力は、それぞれ1種類の産業廃棄物の単独処理時のものである。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (2) 当該処理施設の受入基準を遵守すること。
- (3) 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

（裏面に続く）

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 12 月 9 日	新規許可
令和 2 年 12 月 9 日	更新許可
令和 7 年 12 月 9 日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

以 上